

冬の北海道の暮らしを守る「排雪ダンプ」について

排雪運搬のための一定の条件を満たさないダンプは不正改造です！

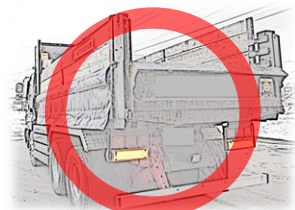
荷台の側面および上部に板を取付け



同じ構造でも・・・

一定の条件を満たすと

適合



一定の条件を満たさないと

不正改造



※保安基準では過積載を目的とした

大型土砂ダンプのさし枠は認められない(禁止！)

※排雪運搬の取扱いは、発注者の契約仕様書等による

一定の条件を満たすことで認められる特例！

(道内で側板を設置する全ての大型ダンプが対象)

- 側板に排雪運搬車であることを表示
- 側板の高さは右80cm、左60cm以内
- 取付金具は100kg以下で容易に取り外し可能
- 側板と取付金具を装着した状態で、元の車体の寸法を超えないこと

排雪運搬以外の運行時も不正改造がないか確認を徹底！

(指摘が多い事例)



リアバンパを不適合品に変更、位置を変更、取外し



装飾板の設置
窓フィルムの貼付

不正改造の実施者

6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
(道路運送車両法第99条の2、第108条)

不正改造の使用者

整備命令の発令(道路運送車両法第54条の2)
整備命令に従わない場合は、車両の使用停止命令や50万円以下の罰金(道路運送車両法第99条の2、第108条)

